

官報

号外 昭和六十年二月十三日

○第百二回参議院會議録第七号

昭和六十年二月十三日(水曜日)

午後二時一分開議

○議事日程 第七号

昭和六十年二月十三日

午後一時開議

第一 昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

第二 昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、新議員の紹介
- 一、北海道開発審議会委員の選挙
- 一、昭和五十九年度一般会計補正予算(第1号)
- 一、昭和五十九年度特別会計補正予算(特第1号)
- 一、昭和五十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)
- 一、日程第一より第三まで
- 一、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会についての報告

昭和六十年二月十三日 参議院會議録第七号

新議員の紹介 北海道開発審議会委員の選挙

昭和五十九年度一般会計補正予算(第1号) 外二件

○議長(木村睦男君) これより會議を開きます。

この際、新たに議席に着かれました議員を御紹介いたします。

議席第四十九番、地方選出議員、奈良県選出、服部安司君。

〔服部安司君起立、拍手〕

○議長(木村睦男君) 議長は、本院規則第三十条により、服部安司君を建設委員に指名いたします。

○議長(木村睦男君) この際、来る二十三日に任期満了となる北海道開発審議会委員二名の選挙を行います。

○名尾良孝君 北海道開発審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○浜本万三君 私は、ただいまの名尾君の動議に賛成いたします。

○議長(木村睦男君) 名尾君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、北海道開発審議会委員に高木正明君、工藤万砂美君を指名いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) この際、日程に追加して、昭和五十九年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十九年度特別会計補正予算(特第1号) 昭和五十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長長田裕二君。

審査報告書

昭和五十九年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十九年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和五十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年二月十三日

予算委員長 長田 裕二

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和五十九年度一般会計補正予算(第1号)は、歳出において、(1)災害復旧費の追加、(2)給与改善費、(3)健康保険法改正の施行遅延等に伴う国庫負担増をはじめ、義務的経費の追加等合計で一兆九千九百六十三億千四百円の追加等により、三千百一億六千九百九十九万円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、租税及び印紙収入について、最近までの収入実績等を勘案して二千三百九十億円、専売納付金二十九億三千四百万円の増収等を見込むとともに、前年度剰余金三千九百八十四億九千五百万円を計上するほか、千八百五十億円の公債を増発することとしている。

この結果、昭和五十九年度一般会計補正予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ八千八百六十一億四千五百万円増額され、五十一兆五千三百三十三億六千万円となる。

昭和五十九年度特別会計補正予算(特第1号)は、一般会計予算補正に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、国立学校特別会計等十四特別会計について所要の補正を行うこととしている。

昭和五十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)は、国民金融公庫について、所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づき、特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものとする。

昭和五十九年度一般会計補正予算(第1号) 右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年二月九日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

昭和五十九年度特別会計補正予算(特第1号) 右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年二月九日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

昭和五十九年度政府関係機関補正予算(機第1号) 右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年二月九日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

昭和五十九年度特別会計補正予算(特第1号) 右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年二月九日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

昭和五十九年度政府関係機関補正予算(機第1号) 右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年二月九日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

〔長田裕二君登壇、拍手〕

○長田裕二君 たいま議題となりました昭和五十九年度一般会計補正予算(第一号)、同特別会計補正予算(特第一号)、同政府関係機関補正予算(機第一号)の三案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

一般会計の補正は、歳出につきまして、災害復旧費一千八百七十九億円、給与改善費一千四百四十八億円、義務的経費三千五百六十九億円等、当初予算作成後に生じた事由に基づき、緊要となつた事項について追加補正を行うこととし、その総額は一兆一千九百六十三億円となっております。

他方、歳出の修正減少として、既定経費の節減一千三百二億円、予備費の減額一千八百億円の計三千二百億円の減額を行っております。

歳入につきましては、最近までの租税収入の実績を勘案して二千三百九十億円、前年度剰余金受け入れ三千九百八十五億円、四条公債一千八百五十億円の追加発行など、合計八千八百六十一億円の増加を見込んでおります。

本補正の結果、昭和五十九年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも八千八百六十一億円増加され、五十一兆五千三百四十四億円となります。

特別会計につきましては、交付税及び譲与税配付金特別会計等十四の特別会計につき、また政府関係機関予算では国民金融公庫について、それぞれ所要の補正を行うこととしたしております。

補正予算三案は、一月二十五日に国会に提出され、三十日に竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、二月十二、十三の両日、中曽根総理大臣及び関係各大臣に対し、国政全般にわたる広範な質疑が行われましたが、以下質疑の主なもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

補正予算に関する質疑として、「既定経費の節減として一千三百二億円計上されているが、当初予算で厳しく抑制すべきではなかったか。不用額は財政再建の観点から赤字公債の減額に回してはどうか。近年、補正財源として予備費が多く取り

崩されているが、当初予算での予備費の計上額をもっと削減すべきではないか。また、税収の補正のうち法人税は成長率も高まっているので政府の見込みをさらに上回るのではないか」等の質疑があり、これに対し竹下大蔵大臣より、「五十九年度当初予算ですべての経費を削減するよう最大の努力を行っており、特に経常経費は八年間、前年同額以下に抑制した。また、予算の執行に当たってもぎりぎりの努力をした結果、既定経費の節減が捻出されたもので、予算や執行が甘かったわけではない。特に不用額をあらかじめ見込むことは困難で、予算執行の結果出てくる性格のものである。不用額を国債整理基金に繰り入れるとの提言は、財政改革を第一義とする立場からは建設的な意見だが、予算技術上それが可能かどうか検討してみた。予備費はもとより見込みがたい予算の不足を補うという性格上、計上額の基準はなく、予算に対する割合等総合的に勘案し、決定してきた。近年では毎年度三千五百億円を計上しているが、予算に対する比率は年々減ってきている。予備費は主に災害対策に使われるので、災害が多い年には補正計上が少なくなる。法人税は三月期決算分の納税が全体の三割を占めている。企業は収益がふえると赤字企業が黒字に変わり、資産処分等で配当していたものがなくなるので、景気上昇初期は企業の収益増より税収増が少ない。増収を見込んだ法人税の補正予算は達成可能である」旨の答弁がありました。

最近の円安に関連して、「市場介入が円安は正に効果がないとすれば、金利引き上げ等の措置が必要ではないか。ドル暴落説をどのように考えるのか」等の質疑があり、これに対し澄田日本銀行総裁より、「為替市場への介入は相場の高下を防止するため効果があり、さきの五カ国蔵相会議で合意した方向で今後も機動的、積極的に介入する。現在、相場が不安定であり、かつ日米の長期金利差も五%あるので、これを日本から拡大する方向はとるべきではなく、今後、円安が加速、長

期化するようであれば金利措置の検討は必要である。基準外貸し出しは金利の引き上げを含めて常時検討しているが、現在のところ具体的に発動することは考えていない。ドル暴落は世界経済を混乱に陥れる原因となり好ましくないが、現在そのような状況にない。円安は輸入物価を通じ消費者物価へ波及してきているので警戒しなくてはならず、さらに貿易黒字が増大し、摩擦を激化させるので望ましくない」旨の答弁がありました。

なお、質疑はこのほか広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して志世委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して井上委員が賛成、公明党・国民会議を代表して太田委員が反対、日本共産党を代表して内藤委員が反対、民社党・国民連合を代表して伊藤委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和五十九年度一般会計補正予算(第一号)外二案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 三案に対し、討論の通告がございませぬ。発言を許します。安恒良一君。

〔安恒良一君登壇、拍手〕
○安恒良一君 私は、日本社会党を代表して、たいま議題となりました昭和五十九年度補正予算三案に対し、反対の討論を行うものであります。中曽根総理が政権の座について三年目になりますが、この間、総理は当初、不沈空母論や三海峡封鎖等のタカ派姿勢で臨み、国民の批判を浴びる。平和と軍縮に手のひらを返し、田中曾根内閣の非難には田中の影響力排除の総裁声明で逃げ打ち、実際は何も実行しない。さらに、自民党総裁選挙で党内世論に耳を傾けないとの批判には、不

徳の至りと、言葉だけのイメージチェンジを図って逃げ込みをはかる等々、あなたの政治は人気取りと政権欲だけにきゅうきゅうとしており、政治の基本と方針がさっぱり国民にはわかりません。さらに、中曽根総理の政治の最大の欠陥は、国会と民主主義を形骸化する審議会や私的諮問機関偏重の運営であります。

第二臨調の設置に我々は、国会で議論すべき事柄を、国民に選挙で選ばれた人達でない一握りの総理好みの財界人による審議会やその結論の拘束性に多大の疑問を提起いたしました。その疑問は的中し、その後は国の安全保障にかかわる重大な問題を平和理想に、そして国家国民の百年の大計と言われる教育問題を臨教審にとメジロ押しして、審議会オンパレードであります。限られた人々で、しかも密室で大事な国の基本方針の枠組みをつくり、これが国民の世論であるかのごとく演出、上演をしております。しかし、その実体は、総理の意図する結論を導き出すための隠れみの以外の何物でもありません。中曽根総理の審議会政治のやり方は、新憲法の命である国民民主権と議院制民主主義に弓を引くもので、形を変えた独裁政治がねらいと断せざるを得ません。

以下、順次反対の理由を申し上げます。まず、反対の第一は、政府の経済運営が拙劣かつ無策であることとあります。本年度、我が国の経済が政府公約の内閣型ではなく、専ら対米依存の成長に終わろうとしているにもかかわらず、本補正において、政府はそれに対し何ら有効な手段を講じようとしておりません。五十九年度の貿易収支の黒字は四百億ドルを超え、その勢いで増加し、六十年においてはさらにそれを上回る黒字が見込まれております。日米間に通商摩擦が一段と強まり、各種製品の過度な輸入抑制が危惧され、逆に経済や国民生活が圧迫されかねない状況であります。

しかるに、中曽根内閣は、内需拡大の決め手である我が党の一兆円減税要求を無視し、いたずら

二〇四

に抽象的な民間活力の導入を叫ぶばかりで、具体策に欠けております。しかも、この民生活は国民生活の環境をなし崩しに悪化させるおそれも含んでいるのであります。こうした無策と国民生活破壊の中曾根内閣に、国民は何らの期待も信頼もしておらぬのが実情であります。

反対の第二は、人事院勧告が五十七年度の凍結、五十八年度の値切りに続き、本年度も大幅に値切られております。六・四四〇の勧告に対し、三・三七〇しか引き上げられておりません。働く者の生活の糧である賃金をみずからつくった財政危機のために切り下げることが絶対に許されません。

人勤を抑制してから既に三年を経過した今日、人勤の抑制は次年度の民間労働者の春闘賃金引き上げ抑制の役目を果たしており、結果としては全労働者への低賃金を押しつける資本家側の道具となっており、我が党のたび重なる完全実施の要求を無視し、憲法に保障された労働三権の代償措置としての人事院勧告制度をじゅうりんする政府の暴挙を断じて許すことができないのであります。

反対の第三は、本補正において相変わらず既定経費の削減や予備費の削減が行われていることであり、

政府は、五十九年度予算成立直後、早くも予算の一割削減を指示し、補正予算の財源つくりに着手しました。厳格な査定のもとに必要最小限度の経費を計上したと言った政府が、一律削減を課し、もって補正予算の財源にしよとするやり方は、国会を愚弄したものであり、それは真の経費削減にあらずして見せかけの経費削減と断ぜざるを得ません。また、予備費の取り崩しも年々ふえて、五十九年度は千八百億と、予備費総額三千五百億の実に半分以上が補正財源として使われようとしておりますが、これこそ当初予算における予備費の過大計上と断ぜざるを得ません。

反対の第四は、財政当局による収収の過小見積もりが行われ、意図的な剰余金つくりによる将来の国債償還の財源措置がとられようとしていることとであります。

五十八年度法人税は、対補正後予算額に対して三千二百七十五億の自然増収を生み出しました。五十九年度は、政府経済見通しが当初の名目五・九〇から六・五〇へと上方修正されており、法人収益も今や前年比二〇〇増しと膨れ上がっており、昨年度に続く法人税の増収は明白であり、その二けた増加は常識とさえなっております。国民いじめの酒税の引き上げによる減収を補ってなお政府の補正後見直しを上回ることは、今やだれおの目にも明らかであり、こうした子供だましの補正予算は断じて容認できません。

最後に、中曾根内閣公約の「増税なき財政再建」が完全に崩れ去ろうとしている点につき猛省を促しておきます。

「増税なき財政再建」を看板にした歳出削減による財政再建は、中曾根総理が国民に公約した最大の政治課題であります。しかし、最近の財界による法人税への課税を避けようとする大型間接税容認発言をいかに、税制の抜本改革を口実にこれまでの大型間接税導入否定の約束をほごにしようとしていることは、断じて認めることができません。民意を代表しない審議会を隠れみのにすることが得意な総理は、ここでも政府税調にけたることを責任逃れをしようとしております。

あくまでも総理は公約に忠実であるならば、また大型間接税導入必至と見られる今日、国民に約束した「増税なき財政再建」が失敗であったことを認め、その責めを負って深く政権の座を辞すべきであることを強く要求して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(木村睦男君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、三案は可決されました。(拍手)

○議長(木村睦男君) 日程第一 昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤井裕久君。

審査報告書

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年二月十二日

大蔵委員長 藤井 裕久

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十九年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減しようとするものであつて、おおむね必要な措置と認めらるるものである。

一、費用

本法律施行に伴う租税の減収見込額は、昭和五十九年度約九億円である。

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十年二月九日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十九年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度において、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内での帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額

昭和六十年二月十三日 参議院會議録第七号

に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔藤井裕久君登壇、拍手〕

○藤井裕久君 たいだいま議題となりました昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和五十九年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは交付を受けた後二年以内固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。なお、本法施行に伴う昭和五十九年度の租税の減収額は約九億円と見込まれております。

委員会におきましては、本案が議員提案として毎年度立法化されている理由、本奨励補助金を一時所得とみなすことの当否、現在の米の備蓄状況から見た減反政策見直しの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認められます。よつて、本案は可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 日程第二 昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長本岡昭次君。

審査報告書

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年二月十二日

建設委員長 本岡 昭次

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、道路整備事業の実施の一層の促進を図るため、昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等を設けるものであつて、おむね必要な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、昭和五十九年度道路整備特別会計補正予算に受入額として二百六十九億四千二百五十五万三千円が計上されている。

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年二月九日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

1 昭和五十九年度における道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)第三条の規定の適用については、同条第一項中「控除した額」とあるのは、「控除した額」及び当該年度の前年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足するときの当該不足額の合算額」とする。

2 昭和六十年度における道路整備緊急措置法第三条の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる額の合算額」とあるのは、「第一号に掲げる額」とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔本岡昭次君登壇、拍手〕

○本岡昭次君 たいだいま議題となりました昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、道路整備事業の実施を促進するため、昭和五十八年度の揮発油税等の収入額の決算額が予算額を上回ったことよつて生じた決算調整額を、本来充当される昭和六十年から一年繰り上げて、昭和五十九年度の道路整備費の財源に充てることとし、道路整備緊急措置法の適用について特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、第九次道路整備五カ年計画の進捗状況、特定財源制度のあり方、自動車重量税をめぐるオーバードラフ問題及び道路整備における地方負担問題等について質疑が行われましたが、詳細は會議録に譲ります。

質疑を終り、討論に入り、採決の結果、日本共産党を代表して上田委員より反対の旨の意見が述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

二〇六

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認められます。よつて、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第三 昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金丸三郎君。

昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年二月十二日

地方行政委員長 金丸 三郎

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、昭和五十九年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額につい

木本平八郎君	青木 茂君
下村 泰君	山田耕三郎君
秦 豊君	喜屋武眞榮君
青島 幸男君	石井 道子君
石井 一二君	浦田 勝君
大浜 方栄君	岡野 裕君
海江田鶴造君	工藤万砂美君
小島 静馬君	松浦 功君
福田 宏一君	中川 幸男君
高木 正明君	関口 恵造君
梶原 清君	高平 公友君
沢田 一精君	佐々木 満君
後藤 正夫君	長谷川 信君
成相 善十君	堀内 俊夫君
井上 吉夫君	夏目 忠雄君
坂野 重信君	斎藤栄三郎君
岡田 広君	上塚 勝久君
中村 太郎君	遠藤 要君
徳永 正利君	熊谷大三郎君
源田 実君	植木 光教君
岩動 道行君	古賀雷四郎君
中山 太郎君	江島 淳君
川原新次郎君	田沢 智治君
内藤 健君	藤田 栄君
吉村 眞事君	吉川 芳男君
吉川 博君	矢野俊比古君
前島英三郎君	佐藤栄佐久君
志村 哲良君	杉元 恒雄君
曾根田郁夫君	竹山 裕君
名尾 良孝君	藤井 孝男君
岡部 三郎君	大木 浩君
岩本 政光君	板垣 正君
井上 孝君	松尾 官平君
下条進一郎君	岩崎 純三君
大河原太一郎君	伊江 朝雄君
遠藤 政夫君	金丸 三郎君
亀長 友義君	北 修二君
斎藤 十朗君	山本 富雄君

亀井 久興君	大鷹 淑子君
大島 友治君	安孫子藤吉君
林 道君	平井 卓志君
藤田 正明君	山内 一郎君
土屋 義彦君	西村 尚治君
初村滝一郎君	松垣徳太郎君
長田 裕二君	鈴木 省吾君
世耕 政隆君	増田 盛君
森山 眞弓君	村上 正邦君
野末 陳平君	柳川 覺治君
宮島 澁君	水谷 力君
田 英夫君	出口 廣光君
林 健太郎君	藤野 賢二君
星 長治君	松岡清寿男君
大坪健一郎君	岩上 二郎君
谷川 寛三君	井上 裕君
田代由紀男君	柳山 篤君
林 寛子君	藤井 裕久君
堀江 正夫君	増岡 康治君
真鍋 賢二君	最上 進君
志苦 裕君	坂元 親男君
中西 一郎君	原 文兵衛君
志村 愛子君	梶木 又三君
小林 国司君	寺田 熊雄君
浜本 万三君	石本 茂君
嶋崎 均君	安田 隆明君
山崎 童男君	上田 稔君
野田 哲君	小山 一平君
稻村 稔夫君	菅野 久光君
吉川 春子君	下田 京子君
赤久八重子君	久保田眞由君
上野 雄文君	本岡 昭次君
佐藤 昭夫君	近藤 忠孝君
鈴木 和美君	山田 護君
佐藤 三吾君	松前 達郎君
安武 洋子君	内藤 功君
高杉 袖忠君	村沢 牧君
安恒 良一君	大木 正吾君

丸谷 金保君	久保 巨君
橋本 敦君	青木 新次君
対馬 孝且君	粕谷 照美君
片山 甚市君	目黒今朝次郎君
赤桐 操君	神谷信之助君
福岡 知之君	安永 英雄君
和田 静夫君	松本 英一君
竹田 四郎君	市川 正一君
小野 明君	大森 昭君
矢田部 理君	瀬谷 英行君
小柳 勇君	秋山 長造君
上田耕一郎君	

國務大臣

内閣総理大臣	中曾根康弘君
法務大臣	嶋崎 均君
外務大臣	安倍晋太郎君
大蔵大臣	竹下 登君
文部大臣	松永 光君
厚生大臣	増岡 博之君
農林水産大臣	佐藤 守良君
通商産業大臣	村田敬次郎君
運輸大臣	山下 徳夫君
郵政大臣	左藤 恵君
労働大臣	山口 敏夫君
建設大臣	木部 佳昭君
自治大臣	古屋 亨君
自衛大臣	
国家公安委員長	
国家公務員委員長	
國務大臣	藤波 孝生君
内閣官房長官	後藤田正晴君
國務大臣	河本嘉久蔵君
北海道開発庁長官	
国土庁長官	加藤 紘一君
防衛庁長官	金子 一平君
経済企画庁長官	

議員派遣中の議員

中村 哲君

議長の報告事項

去る一月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

志村 哲良君

補欠

藤田 栄君

辞任

藤田 栄君

補欠

志村 哲良君

予算委員会

理事

井上 裕君 (藤井裕久君の補欠)

理事

岩本 政光君 (村上正邦君の補欠)

理事

大河原太一郎君 (金丸三郎君の補欠)

理事

梶木 又三君 (初村滝一郎君の補欠)

理事

志苦 裕君 (和野静夫君の補欠)

理事

太田 淳夫君 (峯山昭範君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

法人税法の一部を改正する法律案(関法第一五号)
租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案(関法第一六号)
同日議長は、次の調査承認要求を承認した。
一、事件の名称 予算の執行状況に関する調査

一、目的 予算の執行状況について調査し、今後における予算審査に資する。
 二、方法 関係者から説明を聴取し、資料を取集し、また、必要に応じて実地調査を行う。
 一、期間 今期国会開会中
 右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。
 昭和六十年一月三十日
 予算委員長 長田 裕二
 参議院議長 木村 睦男殿

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
 委員派遣承認要求書
 一、目的 日本経済、国民生活の長期的動向、技術革新に伴う産業・雇用構造、高齢化社会、生活条件整備等についての実情調査
 一、派遣委員
 第一班 梶木 又三 長谷川 信
 山田 謙 矢原 秀男
 吉川 春子
 第二班 岡部 三郎 糸久八重子
 橋本 敦 高杉 勉忠
 高木健太郎 坂山 映子
 青木 茂 坂山 映子
 第三班 刈田 貞子 海江田鶴造
 松岡清寿男 水谷 力
 最上 進 竹田 四郎

一、派遣地
 第一班 岩手県 宮城県
 第二班 滋賀県 三重県
 第三班 京都府 大阪府
 一、期間
 第一班 二月七日から同月九日まで三日間
 第二班 二月六日から同月八日まで三日間
 第三班 二月七日から同月九日まで三日間
 一、費用 概算七五四、〇〇〇円
 右のとおり議決した。よつて参議院規則第八十條の二により承認を求めます。

昭和六十年一月二十九日

国民生活・経済に関する調査特別委員長 対馬 孝且

参議院議長 木村 睦男殿

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

沖繩県金武町における殺人事件と日本の捜査権に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

ガソリンの輸入計画中止等に関する質問主意書(木本平八郎君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の異動年月日

官職名 官職名 年月日

法務大臣 村田 恒君 最高検察 昭六・二六

官房会計課長 田中 常雄君 外務大臣 同

国管理局長 田中 常雄君 官房付

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

法務大臣官房会計課長 清水 湛君

同日内閣総理大臣から議長宛、法務大臣官房会計課長清水湛君外一名(同日議長承認を第百二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る一月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

辞任 補欠

地方行政委員

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

辞任 補欠

昭和六十年二月十三日 参議院会議録第七号 議長の報告事項

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案(閣法第二〇号) 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 昭和六十年度総予算の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

第一班 長田 裕二 大河原太一郎 内藤 功 伊藤 郁男 沢田 一精 宮島 滉 久保 亘 安恒 良一 第二班 梶木 又三 井上 裕 太田 淳夫 海江田鶴造 梶原 清 和田 静夫 青木 茂 岩本 政光 志吉 裕 志村 哲良 増岡 康治 高桑 栄松

一、派遣地

第一班 長崎県 第二班 兵庫県 第三班 新潟県

一、期間 各班とも二月二十日及び二十一日の二日間

一、費用 概算一、〇五八、二八〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和六十年二月七日

参議院議長 木村 睦男 参算委員長 長田 裕二

委員派遣承認要求書

一、目的 外交・総合安全保障に関する実情調査

一、派遣委員

植木 光教 中西 一郎 大木 正吾 関 嘉彦

安孫子藤吉 中西 珠子 秦 豊

一、派遣地 長崎県 鹿児島県 沖縄県

一、期間 二月十八日から同月二十日まで三日間

一、費用 概算一、〇二二、九〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和六十年二月七日

外交・総合安全保障に関する調査特別委員長 植木 光教 参議院議長 木村 睦男

参議院議長

同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく昭和六十年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

異動前の氏名

官職名 年月日 大蔵省証券局長 橋本 貞夫君 (解職) 昭五九・八

大蔵省証券局長 岸田 俊輔君 大蔵省証券局長 岸田 俊輔君 国税庁次長心得 富尾 一郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、同日国税庁直税部長富尾一郎君の第百二回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省証券局長 岸田 俊輔君 国税庁直税部長兼 国税庁次長心得 富尾 一郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省証券局長岸田俊輔君外一名(同日議長承認)を第百二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵省証券局長 岸田 俊輔君 国税庁次長心得 富尾 一郎君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

予算委員 中野 鉄造君 馬場 富君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第二二号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(閣法第七号)

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案(閣法第六号)

建設委員会に付託

昭和五十九年度一般会計補正予算(第一号)(閣予第一号)

昭和五十九年度特別会計補正予算(特第一号)(閣予第二号)

昭和五十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)(閣予第三号)

予算委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)(衆第二二号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

タクシ-運賃問題に関する質問主意書(木本平八郎君提出)

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 大田 淳夫君 補欠 峯山 昭範君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

地方行政委員 加藤 武徳君 福田 安一君 峯山 昭範君 太田 淳夫君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

昭和六十年二月十三日 参議院會議録第七号 質問主意書及び答弁書

(1) 昭和六十年度の陸・海・空各自衛隊別の弾薬購入費(契約ベース)及び対前年度伸び率

隊別	予算額	対前年度伸び率
陸上自衛隊	五二二億円	一〇%
海上自衛隊	二九四億円	二五%
航空自衛隊	六三六億円	五一%

(2) 昭和五十年以降北海道において建設された弾薬庫が所在する駐屯地等の名称、棟数及び予算額(契約ベース)

年度	弾薬庫が所在する駐屯地等の名称	棟数	予算額
五〇	多田	二	三億円
五一	多田	二	四億円
五二	多田	二	四億円
五三	多田	二	四億円
五四	多田 白老	六	二二億円
五五	多田 白老 帯広	一五	二七億円
五六	多田 白老 帯広 名寄 美幌 遠軽 釧路	三三	四九億円
五七	多田 白老 旭川	七	二二億円
五八	多田 白老 安平 旭川 当別	六	二二億円
五九	多田 白老	三	一五億円

六から八までについて

(一) 多田弾薬支処には、現在、既設の弾薬庫が三十七棟、建設中のものが二棟あるが、弾薬の備蓄量については事柄の性格上答弁は差し控えない。

(二) 今後、約百二十五ヘクタールの土地を約三億円で取得することを予定しており、これまでの予算額は二億円で、昭和六十年予算には約一億円を計上しているが、取得予定地における今後の建設計画については具体的に申し上げる段階にない。

十について

日米両国は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合、日米安保条約に基づき、共同して対処するものであり、弾薬面を含め相互運用性の向上を図られることは、日米両国の共同対処能力の向上に資するものであると考えている。

しかしながら、現在、我が国が進めている弾薬備蓄は、あくまでも自衛隊の継続能力の向上を目的とするものであり、御質問のような事態を念頭においたものではない。

ガソリンの輸入計画中止等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年一月二十九日

木本平八郎

参議院議長 木村 健男殿

ガソリンの輸入計画中止等に関する質問主意書

シンガポールからのガソリン輸入計画が中止された経緯等に関して、以下質問する。

一 (1) 昨年十二月二十七日、石油輸入業の届出を受理されたライオンズ石油(以下「業者」という。)のシンガポールからのガソリン輸入計画に対し、同日、通商産業大臣の中止勧告が出されたが、業者はこの勧告を受け入れたと認められるか。

(2) 前記大臣勧告を業者が受け入れたとするなら、その形式はどのようなものであったのか。

(3) 昭和六十年一月八日付で、資源エネルギー庁石油部計画課長宛に、「通産大臣勧告の受諾について」なる文書が業者から提出されたと言われるが、事実か。

事実とすれば、この文書は、その後、資源エネルギー庁ないし通産省内でどのような法的扱いがなされているのか。それとも、法的扱いではなく事実上のものとして保管されているのか。

(4) 前記(3)の文書に「今回の輸入は中止致します。今後共、輸入は行ないません。」とあるのは、事実か。

「今後共、輸入は行ないません。」とすることは、今後、業者からのガソリン輸入計画の届出に対して、いかなる拘束をもつと考えるか。

二 石油業法第十二条に基づいて提出され、昭和

五十九年十二月二十七日、通商産業大臣において受理された業者からの石油輸入業の届出は、今後とも有効であると考えているが、どうか。

三 石油業法第十二条に基づく石油輸入業の届出を受理された業者が、今後、灯油などの石油製品を輸入することは、その計画を通商産業大臣に届け出ることにより法的に可能であると考えているかどうか。

四 昨年暮れに石油輸入業の届出を受理されたばかりの業者が、海外から石油製品を輸入するための交渉等諸準備を進めている以上、石油輸入の事業を廃止したとは言えず、石油業法第十四条に基づいて通商産業大臣に事業の廃止届を出す必要はないと考えるがどうか。

昭和六十年二月五日
内閣総理大臣 中曽根康弘
参議院議長 木村 健男殿
参議院議員木本平八郎君提出ガソリンの輸入計画中止等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出ガソリンの輸入計画中止等に関する質問に対する答弁書

一について
(1) 御指摘の業者は、御指摘の勧告を受諾したものと考えている。

(2) 御指摘の業者から、文書により、御指摘の勧告を受け入れる旨の意思表示が行われている。

(3) 御指摘の文書が提出されたことは事実である。当該文書は、現在、通商産業省において保管している。

(4) 御指摘の文書の記載内容は、事実である。当該記載内容は、御指摘の業者が石油業法(昭和三十七年法律第百二十八号)第十二条の規定に基づき届け出た石油輸入業の届出等に

係る石油の輸入を行わない旨の意思を表示したものであると認められる。

二について

石油業法第十二条第一項の規定に基づく石油輸入業の届出を受理したことは事実であるが、御指摘の業者は、今後輸入を行わない旨の意思表示を行つてゐる。

三について

石油業法第十二条第一項前段の規定に基づき届け出た事項を変更しようとするときに当たると考えられるので、同項後段の規定に基づく届出も必要であると考えられる。

四について

御指摘の業者は、通商産業省に対し、今後輸入を行わない旨の意思表示を行うとともに、所要のあつせんを要請したものである。当該あつせんは御指摘の業者が今後輸入を行わないことを前提として行われたものであり、したがつて、当該業者は、遅滞なく、石油業法第十四条に基づき事業の廃止の届出等を行うべきものと考へる。

〔参照〕

二月八日議長において、左のとおり議席を指定した。

四九 服部 安司君

第五号中正誤

べし 段行 誤

一三 二三 非非に

非常に 正

昭和六十年二月十三日 参議院会議録第七号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

二二四

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五五 四二二(大代) 平 106

一定価一部
一〇円部